

## 令和7年3月定例総会議事録

- 日 時 令和6年3月19日（水） 午前9時30分～午前10時35分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
  2. 報 告
    - 第1号 農地法第3条の3届出
    - 第2号 農地法第18条合意解約通知
    - 第3号 使用貸借解約通知
  3. 局長専決処分報告
    - 第1号 農地法第4条による届出
    - 第2号 農地法第5条による届出
  4. 議 案
    - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
    - 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請
    - 第3号議案 農用地利用集積計画 所有権移転
    - 第4号議案 農用地利用集積計画 利用権設定
    - 第5号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定
    - 第6号議案 買入協議の適否の判断について
    - 第7号議案 土地改良事業参加資格交替申出
    - 第8号議案 佐賀市農業委員会規程の一部改正について
  5. 閉 会

## 午前9時30分 開会

### ○ 副会長

皆さん、おはようございます。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は19名で、定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和7年3月定例総会を開会します。

本日の定例総会につきましては、会長が欠席のため、佐賀市農業委員会規程第9条第2項第2号に基づき、会長の職務を代理して、副会長である私が議長を務めさせていただきます。

それでは、本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出14件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知60件、報告第3号 使用貸借解約通知13件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出1件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出1件。

議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請17件、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請2件、第3号議案 農用地利用集積計画 所有権移転12件、第4号議案 農用地利用集積計画 利用権設定136件、第5号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定29件、第6号議案 買入協議の適否の判断について1件、第7号議案 土地改良事業参加資格交替申出3件、第8号議案 佐賀市農業委員会規程の一部改正について1件。

以上となっております。

ここで、皆さんに報告します。

現地調査については、北部は3月12日に行っております。また、調査会については、南部が3月13日、北部が3月14日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、3番委員の永渕昭委員、4番委員の式町弘委員の両名を指名します。

次に、ここで「常設審議委員会」に意見を求める案件について、今回は無かったことを報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから5ページまでをお開きください。

### 報告第1号 農地法第3条の3届出

1～14

#### ○ 副会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から14番までの14件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 副会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書6ページから19ページまでをお開きください。

### 報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～60

#### ○ 副会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から60番までの60件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 副会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書20ページから22ページまでをお開きください。

### 報告第3号 使用貸借解約通知

1～13

#### ○ 副会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から13番までの13件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 副会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書23ページをお開きください。

### 局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

○ **副会長**

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書24ページをお開きください。

**局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出**

○ **副会長**

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書25ページをお開きください。

**第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請**

○ **副会長**

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番、3番及び4番の3件は、普通売買の案件、審議番号2番は、同一世帯での親から子への贈与の案件です。

なお、審議番号3番は、「新規就農」の案件であることから、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、現在、市外に居住していますが、今回、申請地北側の住宅を購入し、転入さ

れる予定で、転入を機に蓮根の栽培を計画されたものです。

委員から、生産組合への加入について確認したところ、申請人から加入予定である旨の回答がありました。

また、委員から、蓮根の出荷先について確認したところ、申請人から、友人が働いている会社への出荷を考えており、出荷先の目ぼしはついている旨の回答がありました。

また、委員から、地域の清掃活動などに参加してもらい、地域と調和した営農を行ってほしい旨の意見がありました。

さらに、委員から、蓮根栽培は、暑い中や寒い中での重労働であり、新規就農で大変だと思うが、継続して耕作できるよう努めてほしい旨の意見がありました。

このほか、各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

#### ○ 副会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 副会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

#### ○ 委員

審議番号3番は、新規就農で蓮根を栽培される案件ですが、約1反2畝の農地での耕作で生計が成り立つものでしょうか。

#### ○ 事務局

申請者は佐賀市への転入を機に、手始めに蓮根を栽培される計画で、出荷先も目途をつけられています。現在は会社経営で生計をたてられています。今後は会社経営を続けながら農業を行っていくとは聞いております。

#### ○ 委員

制度資金の活用はされますか。

○ **事務局**

制度資金については申請されたと聞いておりますが、農業振興課の協議会で審査されますので、決定までは把握できていません。

○ **副会長**

ほかに質疑ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。この4件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から4番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書25ページから28ページまでをお開きください。

**第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請**

5～17

○ **副会長**

審議番号5番から17番までの13件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号5番、9番、10番、13番、14番、16番及び17番の7件は贈与の案件、審議番号6番から8番、11番、12番及び15番の6件は普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。この13件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この13件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この13件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号5番から17番までの13件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書29ページをお開きください。

**第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請**

1

○ **副会長**

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「貸病院敷地の拡張」の農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、系列の医療法人に病院敷地及び福祉・介護施設敷地を賃貸していますが、系列の医療法人が経営する保育園の園庭や、施設利用者向けのゲートボール場及び職員向けのテニスコートの設置と、それに伴う貸駐車場の移転を計画したところ、申請地は既存の駐車場に隣接していることから適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地南側、外の宅地との隙間の雑草管理について確認があり、申請人から、

境界については、宅地の所有者と再三の協議を行って決定したものであるため、申請地外の雑草の対策は行わないが、申請地内については適切な管理を行っていく旨の回答がありました。

また、委員から、申請地東側の道路は狭いため、交通事故がおきないように、安全に気を付けて工事を行って欲しい旨の意見が出され、申請人から、了承する旨の回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

**第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請**

2

○ **副会長**

次に審議番号2番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「工場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、型枠製造業を営んでいますが、事業拡大に伴い、資材置場が手狭となったため申請されたものです。

委員から、申請地東側及び南側にある里道の管理について確認があり、申請人から、桜や梅の木についてはそのままにして、草刈り管理等を行っていく旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書30ページをお開きください。

**第3号議案 農用地利用集積計画 所有権移転**

○ **副会長**

第3号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号2番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○ **副会長**

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号2番の1件：6,984 m<sup>2</sup>

について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、計画どおり承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

[委員 入室]

○ **副会長**

次に、議案書 30 ページから 32 ページまでをお開きください。

**第 3 号議案 農用地利用集積計画 所有権移転**

2 を除く 1 ～12

○ **副会長**

審議番号 2 番を除く、審議番号 1 番から 12 番までの 11 件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号 2 番を除く、審議番号 1 番から 12 番までの 11 件 : 51,316 m<sup>2</sup>について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 11 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この 11 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 11 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 2 番を除く審議番号 1 番から 12 番までの 11 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 33 ページから 54 ページまでをお開きください。

#### 第 4 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

1～85

##### ○ 副会長

次に、審議番号 1 番から 85 番までの 85 件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

##### ○ 南部調査会長

報告します。

審議番号 1 番から 85 番までの 85 件

新規 37 件： 392,950 m<sup>2</sup>

更新 48 件： 238,716 m<sup>2</sup>

について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

##### ○ 副会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 85 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○ 副会長

異議なしと認めます。よって、この 85 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○ 副会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 85 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○ 副会長

異議なしと認めます。

よって、審議番号 1 番から 85 番までの 85 件については、計画どおり承認することに決

定しました。

次に、議案書 54 ページから 67 ページまでをお開きください。

#### 第 4 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

86～136

##### ○ 副会長

審議番号 86 番から 136 番までの 51 件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

##### ○ 北部調査会長

報告します。

審議番号 86 番から 136 番までの 51 件

新規 25 件： 130,440 m<sup>2</sup>

更新 26 件： 148,070.23 m<sup>2</sup>

について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

##### ○ 副会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 51 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○ 副会長

異議なしと認めます。よって、この 51 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○ 副会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 51 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○ 副会長

異議なしと認めます。

よって、審議番号 86 番から 136 番までの 51 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 68 ページから 71 ページまでをお開きください。

## 第 5 号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定

1～15

### ○ 副会長

第 5 号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定、審議番号 1 番から 15 番までの 15 件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

### ○ 南部調査会長

報告します。

審議番号 1 番から 15 番までの 15 件

更新 15 件： 79,994 m<sup>2</sup>

について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

### ○ 副会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 15 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○ 副会長

異議なしと認めます。よって、この 15 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○ 副会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 15 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○ 副会長

異議なしと認めます。

よって、審議番号1番から15番までの15件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書71ページから74ページまでをお開きください。

### 第5号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定

16～29

#### ○ 副会長

審議番号16番から29番までの14件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○ 北部調査会長

報告します。

審議番号16番から29番までの14件

新規 1件： 2,466 m<sup>2</sup>

更新 13件： 76,443 m<sup>2</sup>

について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

#### ○ 副会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この14件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 副会長

異議なしと認めます。よって、この14件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 副会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この14件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号 16 番から 29 番までの 14 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 75 ページをお開きください。

**第 6 号議案 買入協議の適否の判断について**

1

○ **副会長**

第 6 号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号 1 番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号 1 番について、調査会において審査したところ、買入協議の要請相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、買入協議の要請を行うことに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 1 番については、買入協議の要請を行うことに決定しました。

次に、議案書 76 ページをお開きください。

**第 7 号議案 土地改良事業参加資格交替申出**

1～3

○ **副会長**

第7号議案 土地改良事業参加資格交替申出、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番から3番までの3件について、調査会において審査したところ、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書77ページをお開きください。

**第8号議案 佐賀市農業委員会規程の一部改正について**

○ **副会長**

第8号議案 佐賀市農業委員会規程の一部改正についてを議題といたします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

第8号議案 佐賀市農業委員会規程の一部改正について、このことについて調査会において審査したところ、原案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

続きまして、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

第8号議案 佐賀市農業委員会規程の一部改正について、このことについて調査会において審査したところ、原案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **副会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、原案どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。

よって、第8号議案 佐賀市農業委員会規程の一部改正については、原案どおり承認することに、決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和7年3月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **副会長**

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。  
佐賀市農業委員会令和7年3月定例総会を閉会します。  
本日はありがとうございました。

**午前10時35分 閉会**